

刑事訴訟法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

本問は、所持品検査および逮捕に伴う搜索差押について基本的な条文、判例および学説の理解を前提に、具体的な事実に対するあてはめ能力を問うものである。

設問 1 は、最高裁昭和 53 年 6 月 20 日判決を参考にしながら、所持品検査の法的根拠、許容される範囲を示し、本件行為の適法性を検討する必要がある。あてはめにおいては、本件行為が対象者のどのような権利をどの程度侵害するか、具体的に示すことが求められる。

設問 2 は、下線部①の行為を適法とした場合、現行犯逮捕も適法と考えられるため、逮捕に伴う搜索差押として適法かを検討することとなる。下線部①の行為を違法とした場合には、それに続く逮捕および下線部②行為も違法となる可能性があるから、行為相互の関係性を踏まえた論理的な構成が求められる。

逮捕に伴う搜索差押の適法性を検討するにあたっては、刑訴法第 220 条 1 項 2 号の趣旨を踏まえ、その場所的、時間的、物的限界等について規範を示す必要がある。緊急処分説と相当説のいずれを採るかによって結論が変わりうるため、自説を明示したうえで、事例への適切なあてはめが求められる。

本件では、東京高裁昭和 44 年 6 月 20 日判決の判断を参考にしつつも、逮捕場所がホテルの 1 階ロビーであるのに対し、搜索場所は客室 302 号室である点に留意する必要がある。客室は通常、宿泊者の管理権が及ぶ空間であるため、「逮捕の現場」を広く解する相当説によっても、適法性の判断には慎重な検討が求められる。

なお、搜索を適法とした場合、差押えた物件が被疑事実に関連するものであるか否か、物的限界の観点からの検討も不可欠である。設問 2 では、搜索および差押えの双方の適法性が問われていることに留意し、差押えの適法性についても忘れずに論じることが求められる。

以上